

こころざしを引き継ぐ

3月15日に渡辺三郎氏が死去された。87歳。日本共産党福井県委員会の副委員長や福井県議会議員(3期)、福井市議会議員(2期)を務められた方でしたが、私にとっては、原発問題住民運動福井県連絡会の代表委員として福井県の原発問題の解決に向けて運動の先頭にたってこられた大先輩でした。18日に開かれたお別れの会では、生前の元気な写真とならんで年賀状に好んで使った版画や篆刻(てんこく、石などの印材に印章を彫ること)が紹介されました。それを見て思い出したのは、渡辺さんが作られ行方不明だった「原発問題住民運動福井県連絡会之印」が数年前に関係者の手から連絡会の事務局に届けられたことでした。その後県連絡会が西川福井県知事や関西電力社長、原子力規制委員会委員長へ行う申し入れには、必ず渡辺さんの想いのこもった印鑑を押して提出しています。

渡辺三郎さんが関わった原発分野の運動での思い出は、昨年廃炉が決定した「高速増殖炉もんじゅ」をめぐる裁判で原子炉設置許可処分が無効確認を求めた訴訟でした。もんじゅ訴訟の中で渡辺さんは、建設・設計の専門家として知見を披露し2003年1月、名古屋高等裁判所金沢支部が、原子炉設置許可処分に違法な点があるとして、もんじゅの設置許可処分が無効であることを確認する判決を出す大きな力となりました。その後、訴訟は残念ながら最高裁で原子炉設置許可処分に違法な点はないとして、金沢控訴審判決を破棄され最終的に原告の請求が棄却されることが確定しましたが、名古屋高裁金沢支部での判決は全国の運動に勇気を与えました。お別れの会で安らかな顔を見届けて「渡辺さんの遺志を私たちが引き継ぎます」と、心の中でつぶやきお別れしました。ご冥福をお祈りします。

さて原発事故の裁判では、17日に東京電力福島第一原発事故で福島県外に避難した住民らが国と東京電力に損害賠償を求めた訴訟の判決で前橋地裁(原道子裁判長)は、「東京電力は、巨大津波を予見しており、事故は防げた」と判断。東京電力と安全規制を怠った国の賠償責任を認め、訴えた137名のうち62名に合計3855万の支払いを命じました。東京電力が巨大地震の発生に対して配電盤などを高台に移すなどの回避措置を講ずれば事故は発生しなかったと認定し規制権限を講じなかった国と東京電力の加害責任を断じました。今後約30件にのぼる全国の集団訴訟に大きな力となっていくと思われます。

原発再稼働阻止に向けた裁判では、①大飯原発3・4号機の運転を差し止めた福井地裁判決(樋口英明裁判長)から3年になろうとする4月、金沢での控訴審が大詰めを迎えます。名古屋高裁金沢支部の内藤正之裁判長が原子力規制委員会の元委員長代理である島崎邦彦氏の証人採用を認めたのです。島崎氏は、当時の基準地振動算出の基礎となっていた「入倉・三宅式」では基準値振動が過小になる可能性があるという見解を学会で発表しています。裁判の最大争点の一つである基準地振動の問題で島崎証言が控訴審の帰趨を決する重要な山場になると思われます。「福井から原発

を止める裁判の会」では、4月24日(月)第11回高等弁論の日にバス2台を用意し、多くの人達の参加を呼び掛けています。

②美浜原発3号機の40年を超える老朽原発に対して最長20年運転許可を認めた国(原子力規制委員会)に対しての差し止め訴訟を名古屋の「40年廃炉訴訟市民の会」が昨年、4月高浜原発1・2号機と12月美浜3号機への訴訟を行いました(県内からは3名が参加)。美浜原発3号機を対象に二次提訴に向けて福井の住民に向けて原告の募集を行ない4月上旬提訴を予定しています。

③高浜3・4号機の運転差し止め訴訟は、昨年3月9日大津地裁(山本善彦裁判長)が運転差し止めの仮処分決定を出しました。当時稼働していた高浜原発3号機(4号機は送電作業中の異常で緊急停止中)を司法の力で止めた画期的な決定でした。その後大阪高等裁判所で保全抗告審(山下郁夫裁判長)が行われていましたが昨年12月に審議を終えています。3月中にも結論が出される予定。今回、決定が覆されると即時、再稼働可能となり関西電力は、その準備万端整えています。再稼働許さない住民運動と世論をさらに大きく広げることが必要となります。

以上